

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和4年12月9日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

令和4年11月22日静岡県告示第773号（保安林の指定施業要件変更の予定）

2 所在が不分明な者等

所在が不分明な者	指定施業要件変更予定保安林の所在場所	掲示場
高木秀樹	浜松市天竜区水窪町奥領家3072、3073	浜松市役所
近藤きのゑ	浜松市天竜区水窪町奥領家3109の1、3109の3	浜松市役所
高木寿樹	浜松市天竜区水窪町奥領家3110	浜松市役所
高木伸枝	浜松市天竜区水窪町奥領家3111	浜松市役所
高木武	浜松市天竜区水窪町奥領家3112の1、3112の2	浜松市役所
山本勲	浜松市天竜区水窪町奥領家5372（以上の1筆については一部保安林）	浜松市役所
春山譲	浜松市天竜区水窪町地頭方881の1（以上の1筆については一部保安林）	浜松市役所
山本喜八	浜松市天竜区水窪町地頭方890の1	浜松市役所